

別表第5 使用上の情報の内容及び提供方法

1 使用上の情報の内容には、次に定める事項その他機械を安全に使用するために通知又は警告すべき事項を含めること。

- (1) 製造等を行う者の名称及び住所
- (2) 型式又は製造番号等の機械を特定するための情報
- (3) 機械の仕様及び構造に関する情報
- (4) 機械の使用等に関する情報
 - ア 意図する使用の目的及び方法（機械の保守点検等に関する情報を含む。）
 - イ 運搬、設置、試運転等の使用の開始に関する情報
 - ウ 解体、廃棄等の使用の停止に関する情報
 - エ 機械の故障、異常等に関する情報（修理等の後の再起動に関する情報を含む。）
 - オ 合理的に予見可能な誤使用及び禁止する使用方法
- (5) 安全防護及び付加保護方策に関する情報
 - ア 目的（対象となる危険性又は有害性）
 - イ 設置位置
 - ウ 安全機能及びその構成
- (6) 機械の残留リスク等に関する情報
 - ア 製造等を行う者による保護方策で除去又は低減できなかったリスク
 - イ 特定の用途又は特定の付属品の使用によって生じるおそれのあるリスク
 - ウ 機械を使用する事業者が実施すべき安全防護、付加保護方策、労働者教育、個人用保護具の使用等の保護方策の内容
 - エ 意図する使用において取り扱われ又は放出される化学物質の化学物質等安全データシート

2 使用上の情報の提供の方法は、次に定める方法その他適切な方法とすること。

- (1) 標識、警告表示等の貼付を、次に定めるところによるものとすること。
 - ア 危害が発生するおそれのある箇所の近傍の機械の内部、側面、上部等の適切な場所に貼り付けられていること。
 - イ 機械の寿命を通じて明瞭に判読可能であること。
 - ウ 容易にはく離しないこと。
 - エ 標識又は警告表示は、次に定めるところによるものとすること。
 - (ア) 危害の種類及び内容が説明されていること。
 - (イ) 禁止事項又は行うべき事項が指示されていること。
 - (ウ) 明確かつ直ちに理解できるものであること。
 - (エ) 再提供することが可能であること。
- (2) 警報装置を、次に定めるところによるものとすること。
 - ア 聴覚信号又は視覚信号による警報が必要に応じ使用されていること。
 - イ 機械の内部、側面、上部等の適切な場所に設置されていること。
 - ウ 機械の起動、速度超過等重要な警告を発するために使用する警報装置は、次に定めるところによるものとすること。
 - (ア) 危険事象を予測して、危険事象が発生する前に発せられること。
 - (イ) 曖昧でないこと。
 - (ウ) 確実に感知又は認識でき、かつ、他のすべての信号と識別できること。
 - (エ) 感覚の慣れが生じにくい警告とすること。
 - (オ) 信号を発する箇所は、点検が容易なものとすること。
- (3) 取扱説明書等の文書の交付を、次に定めるところによるものとすること。
 - ア 機械本体の納入時又はそれ以前の適切な時期に提供されること。
 - イ 機械が廃棄されるときまで判読が可能な耐久性のあるものとすること。
 - ウ 可能な限り簡潔で、理解しやすい表現で記述されていること。
 - エ 再提供することが可能であること。

ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

（参考）

○関係通達：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>の平成19年8月24日掲載分

○厚生労働省 リスクアセスメント等関連資料・教材のページ：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>